

武蔵野市指定管理者候補審査委員会運営要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、武蔵野市指定管理者候補審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議事録）

第 2 条 会議の議事録は要旨とし、その内容を公開する。

（資料の公開）

第 3 条 会議の委員に配付された資料で、市が提供する資料は原則公開とする。

（オンライン開催）

第 4 条 会議はオンライン会議システム（以下「オンラインシステム」という。）を利用して行うことができる。

（その他）

第 5 条 本要領に定めのない事項については、委員長の発議により会議で決定する。

付 則

この要領は、令和 6 年 2 月 6 日から施行する。